建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川口タイル工業株式会社　川口　　崇　長崎県長崎市上町１―25　国土交通大臣許可（般―20）第16529号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ナカムラ　中村　　純　鹿児島県鹿児島市新栄町21―11　国土交通大臣許可（般特―21）第14659号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福井木材株式会社　福井浩二郎　佐賀県唐津市和多田南先石１―29　国土交通大臣許可（般―19）第22340号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社不二サッシ九州　井手　正彦　福岡県福岡市博多区冷泉町２－１　国土交通大臣許可（般―20）第20545号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業、ガラス工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三基　山口　雅二　長崎県長崎市大橋町22―14　国土交通大臣許可（般特―22）第9395号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケイ・エス・ケイ　西村　隆夫　福岡県福岡市博多区博多駅前１―11―27　国土交通大臣許可（般特―19）第11432号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三巳工業株式会社　蒲原　　秀　福岡県北九州市小倉南区大字隠蓑245―２　国土交通大臣許可（般特―20）第22781号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　福上産業株式会社　福上美知子　鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原667―３　国土交通大臣許可（般特―20）第19182号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社九州設備公社　大野　博通　福岡県福岡市博多区博多駅東１―３―10　国土交通大臣許可（般―22）第21601号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 19 日

九州地方整備局長　吉崎　　収